

実質化された人・農地プラン

〔 注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
野洲市	下町	令和2年12月22日	平成27年3月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	1.0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の耕地面積は22.7haでR3年では集落内の耕作者は13名で、13.9haを耕作する。70歳以上の耕作面積は7.3haであり、その内後継者がいない農業者の耕作面積は1haである。既存のプランでは集落内の担い手として2名とDがあるが、高齢化のため、拡大の意向がない。そのため、A等の集落外の中心経営体に頼らざるを得ない状況である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、現状の耕作状況を踏まえ、さらなる作業効率の向上を図るため、当集落での拡大意向のある中心経営体のA、B、Cの順に農地集積を図ることで対応していく。
引き続き、Dは小麦、大豆の生産を担う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状(令和2年度)		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、麦、大豆	7.7 ha	水稻、麦、大豆	15 ha	野洲市全域
認農	B	水稻、麦、大豆	0.8 ha	水稻、麦、大豆	3 ha	祇王地区内
認農法	C	水稻、麦、大豆	1.9 ha	水稻、麦、大豆	3 ha	野洲市全域
準特団	D	小麦、大豆	7.2 ha	小麦、大豆	(8) ha	集落内
計	4人		17.6 ha		21(29) ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、12筆、219.4aとなっている。
○農地中間管理機構の活用方針 経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
○集落内の排水路、用水路、農道等の管理方針 定期的に点検、草刈り、排水路の泥上げ、用水路の用水漏水防止のために補修作業等を耕作者全員で実施する。 常に集落内の農地については、環境保全に注力する。